

東京都農林・漁業振興対策審議会 第3回農業部会

日時：平成28年5月12日（木）午前10時から

場所：東京都庁第一本庁舎南側33階特別会議室S6

《 開 会 》

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから東京都農林・漁業振興対策審議会、第3回の農業部会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、農業部会委員総数13名中11名の委員の方が出席されており、東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定により、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず、配付している資料について説明をさせていただきます。次第、A3判の答申（素案）の概要、A4判の答申（素案）については、委員の皆様事前に送付をさせていただいております。本日お配りしましたのは、委員名簿、本日の出席者名簿、座席表、A3判の「東京における都市農業・農地の多面的機能評価」。それから、若干の訂正がありましたので、答申（素案）の概要について再度本日お配りさせていただいております。最後に、第2回農業部会の議事録。こちらの6種類をお配りさせていただいております。

不足の資料がございましたら、お近くの職員に声をかけていただければと思います。

《 東京都農林水産部長挨拶 》

【事務局】 皆様、おはようございます。農林水産部長の寺崎でございます。

本日は、大変お忙しい中、第3回の農業部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会では、これまで2回開催いたしました。その中で主に東京農業振興に関する4本の柱ということで、「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「農地保全と多面的機能の発揮」、「食の安全安心と地産地消の推進」、「地域の特色を活かした農業の推進」ということで、4点について委員の皆様からさまざまな視点で大変幅広いご意見を

いただきますとともに、あわせまして国の提案要求、こういった内容についてもご意見を伺ったところでございます。

これまで皆様から頂戴いたしました意見につきまして、本日は答申の素案ということで事務局で一旦取りまとめさせていただきました。本日は、それにつきまして広くまたあらためてご意見を頂戴できればというふうに考えております。

国の都市農業振興基本計画ですが、当初の予定では4月下旬に閣議決定という動きもございましたけれども、熊本の震災の影響等々ありまして日程が若干変更になっているということです。ただ、今週末か来週の始めには閣議決定の動きだというようなことも伺っております。今後、答申内容のご審議にあたりましては、そうした国の動向等も踏まえた案をお示ししていきたいと考えております。

本日は、また限られた時間ではございますけれども、皆様からあらためて忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

《 委員及び東京都職員紹介 》

(事務局より、東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会委員及び東京都農林水産関係部署幹部を紹介。(詳細省略))

《 報告事項 》

(1) 平成27年度政策調査

「都市農業・農地が有する多面的機能の経済性評価に関する調査」

【事務局】 それでは、次第の3番、報告事項の(1)平成27年度政策調査について、説明をさせていただきます。

【事務局】 では、平成27年度の政策調査の実施について報告させていただきます。

この政策調査とは、東京都産業労働局が今後重要な施策として展開していく必要がある課題について調査を行いまして、政策検討のための基礎資料とするものでございます。窓口は局の総務部が行っているものですが、昨年度、この調査テーマの募集があったときにいち早く本調査を行いたいと手を挙げて、実施されたものでございます。

では、「都市農業・農地の多面的機能と評価額」の概要を説明させていただきます。

都市農業・農地の多面的機能は、住民の豊かな生活や安全・快適な都市環境づくりに役立っておりますが、実際にその価値がなかなか理解されにくいことから、それらの機能の経済的な価値を試算し、評価をしたものでございます。

なお、評価におきましては、都市農業・農地の本来の機能である農業生産機能の算出額をその経済波及効果も含めて推計しております。さらに、公益的な機能に関しましては、都民1,200人にアンケート調査を行いまして、仮想状況評価法（CVM：Contingent Valuation Method）という統計手法を用いて経済的な価値を試算したものでございます。

初めに、どのように試算したのかについて触れておきたいと思っておりますので、裏面をご覧ください。評価額の試算方法につきましては、ここに（１）と（２）を試算しております。

（１）の農業生産機能としましては、今回は市街化区域内農地における農産物、花木とか畜産物の市街化区域内における生産額を推計しております。それと、総生産額というのは、その生産額に対して、東京都の産業連関表を用いまして産業連関分析を行って推計してきております。

その下の（２）公益的機能につきましては、先ほども申しましたが、CVMで試算したものでございます。このCVMとは、仮想的な状況を示して、それを受け入れるための支払い意思額を直接、今回は都民に尋ねる方法でその価値を推定してきているものでございます。環境分野あるいは環境経済学の分野ではよく用いられている手法でございます。

具体的にはどういうふうに仮想状況をしたのかと申しますと、その下に「アンケート調査の概要」とございます。青い部分で、その半分から下ですが、設定した仮想状況というものがございます。いくつかの仮定があるわけですが、仮に近い将来、都市農地がなくなって、都市農業・農地の多面的機能が全て失われてしまう。そこで、今後、都市農業・農地の多面的機能を維持するためにさまざまな事業や活動を地域が担っていく必要があると仮定いたします。そのための費用について地域全体で負担するという仮定があるわけです。「そのときにいくらなら支払いますか？」というアンケート調査をもとにいろいろと分析しております。

では、その結果でございますが、東京における都市農業・農地の多面的機能の評価額は全体で2,465億円／年と試算されました。これは2つの機能を合わせたものです。先ほど申し上げました農業生産機能（生産波及効果も含めたもの）で303億円が算出されました。それから、公益的機能という面では毎年2,162億円、現状ではこのように試算されました。

具体的には各機能を見ていただきたいということで、真ん中を開いてください。見開きになってございます。「個別の機能の概要」でございますが、農業生産機能は、先ほど申し上げました303億円。それから、その下に「公益的機能※3」とございますが、一番下の部分に「※3」と青字で書いてあります。これはどういうことかといいますと、8つの公益的機能についてそれぞれ重みをつけていくぐらいになるのか。そもそも公益的機能全体を試算したわけですが、それをどういうふうに重みづけしたのかというのを「※3」で示しております。公益的機能における各機能の評価額は、アンケート調査で、各機能を提示して、重要なものを3つ選択してくださいという質問を設定しております。そこで得られた各機能の重要度に応じて公益的機能の全体の評価額を案分して示したものになります。ですから、ある意味、上位3つを個々が選んでいるということです。目安としていただければと思います。

では、実際に上のほうを見ていただきますと、公益的機能で最も評価額が大きいのは一番最初にある、気候緩和等に役立つ環境保全機能が527億円／年、これだけ試算されました。次いで大きいのが防災機能の342億円／年となりました。3番目は、右下に移りますが、生物多様性の保全機能で311億円／年、4番目がその上の健康増進機能、5番目が教育機能、6番目が景観形成、7番目が歴史・文化の継承機能、8番目がレクリエーション機能ということになりました。

これらの結果は、局のホームページにも報告書が掲載されております。こうした結果でございますが、農業者のみならず広く都民に農業・農地の公共性や公益性について理解を深めていただく材料にしていきたいと考えております。

なお、今回の調査をより分析してみますと、1,200人の対象の方の個々の内容を見ますと、年間所得の高い人ほど、あるいは高齢な人ほど、さらに近隣に農地が存在したほうがよいと考えている人ほど、支払い意思額が高いことがわかりました。このことは、都内から農地が消えていくと農地の存在自体を認識する都民が少なくなって、評価額はもとより評価額の単価も急速に減少していく可能性も示唆されます。したがって、公益的機能を含め農地の評価を高めるためには、地産地消の推進とか直売の実施、さらには市民農園や農作業体験の機会を増やすことによって、都民に農地を身近に感じてもらい、都市農業を維持していくことが重要であると考えられます。

以上で、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【事務局】 報告事項は以上ですが、何か今の報告についてご質問がある方は簡単にお受

けしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

《 議 事 》

(1) 答申（素案）について

【部会長】 おはようございます。それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。次第の4番、答申（素案）についてですけれども、事務局から内容の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 では、私から答申の素案についてご説明をいたします。

各委員の皆様方には、事前にA4判28ページの答申（素案）、それからA3判カラーの答申（素案）の概要をお配りいたしました。既にお目通しをいただいているかと思っておりますので、本日はA3判の概要版に基づき素案の骨子を中心にご説明させていただきまして、あらためて委員の皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。そして、本日、各委員の皆様からいただいたご意見をもとにこの素案を修正いたしまして、第4回農業部会に答申（案）ということで提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、お手元の答申（素案）の概要、A3判の資料をご覧くださいと思います。この答申（素案）につきましては、ご覧いただいているとおり、第1章から第4章までの4本の章立てになってございます。

まず、第1章でございますが、「転機を迎える東京農業」ということで、東京農業を取り巻く状況等を記載してございます。この資料の上段の左側でございますように、「農業をめぐる社会情勢の変化」ということで東京農業を取り巻く状況を記載いたしました。農業に関しましては、収益性の悪化や重い税負担もございまして、農業後継者の就農意欲の低下や、農地の減少、高齢化など社会情勢の変化がございまして。一方で、都市農地・農業に関しましては、農産物の生産に加えまして、先ほども調査の話でございましたが、防災ですとか環境保全、教育といった多面的機能が非常に都民に評価をいただいているという

こともございます。こうした動きもございまして、国のほうでは、都市農業振興基本法の制定ですとか、今まさに閣議決定されようとしております都市農業振興基本計画がつくられてきて、都市の農業・農地が認められて位置づけられてきている状況がございます。

資料の上段右側には「東京農業の現状と課題」ということで、これまで審議会の総会ですとか2回の部会等でお示しをした東京農業の統計数字等を用いてご説明してございます。

そして、その後には「東京農業が抱える課題」ということで、担い手の確保・育成の問題や農業経営に関しての産業力強化の課題、2つ目といたしまして、都市農地の保全に関して、あるいは農業・農地の多面的機能の発揮についての課題、3つ目としまして、環境保全型農業の実践ですとか地産地消を推進していく上での課題、4つ目といたしまして、島しょ地域ですとか都市周辺など地域の状況に応じた農業振興施策の充実を図っていく上での課題、この4つの課題を挙げさせていただいております。

この4つの課題をそれぞれ解決していくために、中段にあります第2章といたしまして、「東京農業を振興する4本の柱」ということで、それぞれの課題に対応する振興の方向性を取りまとめさせていただいております。

第2章の1つ目の柱である「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」につきましては、東京のみならず、農業に関しましては家族経営が中心で後継者は農家の子弟が中心になってきておりますけれども、現状なかなか後継者がつかない中では、農外からの新規参入ですとか企業の参入といった新たな担い手の参入も見込まれてくるところでございますので、こうした方々への支援、また、援農ボランティアですとかシルバー人材といった、いわゆる支え手の方々の支援、それから女性の活躍も今後推進していく必要があるということを記載してございます。

また、生産の主力となっております「意欲ある認定農業者等の経営力の強化」としては、先進技術を取り入れた収益性の高い農業を進めていく、ブランド化を進めて経営力を強化していく、あるいは、観光業ですとか商工業と連携して6次産業化を進めていくべきということを記載してございます。

そういった経営力を強化していく上で必要になってきます施設の整備ですとか農業の基盤整備、また、今後、都市農地に関しても農地の流動化が制度的に可能になってくることを見据えまして、農地の流動化によってさらなる規模拡大等が必要になってくる場合の支援等も必要だということに記載してございます。

2つ目の柱でございます「農地保全と多面的機能の発揮」の部分では、現在、閣議決定

なされようとしております基本計画の中でもだいぶ記載されておりますけれども、特にまちづくりと連携した農地保全のための制度や仕組みが必要になってくるであろうということに記載してございます。

多面的な機能という部分では、防災や環境保全の面で都市へ貢献していくという観点から、特に農業・農地を生かした防災機能の強化ですとか、屋敷林等も含めて景観形成の機能についてPRしていくべきという記載をしてございます。

また、「多様な農作業の体験機会の充実」ということで、都民の方々がいろいろ体験できますように、市民農園の整備ですとか、福祉あるいは学校教育と連携した農業体験機会の充実を進めていくべきと記載をさせていただいております。

また、都市の農地保全の大きな助けにもなります都市緑化の部分につきましても、都内産の緑化植物を活用して地域の緑化活動を推進していくべきということを記載してございます。

3つ目の柱といたしましては「食の安全安心と地産地消の推進」で、こちらにつきましては、地域での地産地消はもちろんでございますが、東京全体としての地産地消を進めていくということで、都心部と多摩地域ですとか、あるいは都心部と島しょ地域といった、それぞれを結ぶ地産地消のネットワークを構築していくべきであるということ、また、学校給食に関しましても、特に農地のない地域の学校への供給という部分についても必要になると記載をしております。

安全安心な農産物の提供ということでは、引き続き環境保全型農業を進めていくことや、オリンピック・パラリンピックへの供給のための第三者認証の取得等の支援も必要であると記載をさせていただいております。

また、海外等からいろいろ入ってきます植物、動物のいろいろな病気等に関しましてもさらに対策の強化が必要ということで、高病原性鳥インフルエンザなどに対しての家畜防疫、あるいは、都心部、中山間地、島しょ地域それぞれで被害が出ております獣害の防止対策等の強化が必要だということを記載させていただきました。

4つ目の柱としましては「地域の特色を活かした農業の推進」で、地域別に、島しょ地域、都市周辺・中山間地域、そして都市地域という3つの地域に分けて、それぞれの振興策について書かせていただいております。

島しょ地域につきましては、これまでも基幹産業として支援をしてまいりましたが、なかなか担い手の確保が十分できていないこともございますので、その辺を一層充実してい

くこと、あるいは、島しょ地域の特徴でございます、観光、商工業と連携した支援もさらに必要であるということを記載してございます。

また、都市周辺・中山間地域につきましては、生産の主力となるべき農業振興地域を含む市街化調整区域につきましては農地の流動化等も進んできておりますので、新たな担い手の参入ですとか、その地域を中心した農業生産をさらに強化していく必要性を書かせていただいております。中山間地域につきましては、都市住民との交流を中心とした活性化も必要ではないかと記載をしております。

3つ目の都市地域の振興につきましては、特に都市の中での農地は小規模なものも多いですので、そういった小規模農地の活用ですとか、今後、制度的に可能になることを見越しまして都市農地の貸借の促進、そして先ほどからもお話をしております多面的機能を一層発揮していくことが必要であろうと記載をしております。

第3章「都市農業・農地に係る制度の改善」については、国への提案要求、要望に関しての中身でございます。ここに記載してございます上の3つ、「生産緑地制度の改善」、「『特定貸付け』制度の生産緑地への適用拡大」、そして「相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置」、この3つにつきましてはこれまでも国に要望してきた内容でございます、現在、国の基本計画の中身でもこれらについては検討していくことが記載されておりますが、まだ現実的に叶っていない状況でございますので、引き続き要望していくということです。下の2つ、「生産緑地の買取りの支援」、それから「新たな物納制度の創設」につきましては、委員の先生方からもご意見をいただいております、新たに追加して記載をしております。

その右側でございますが、第4章といたしまして「新たな東京農業の実現に向けて」については、「農業者や農業団体の努力」、「都民の協力」、そして「国、区市町村、都の責務」ということで、それぞれの立場での役割を記載させていただいております。

まず、「農業者や農業団体の努力」ということで、農業者につきましては、当然ながら農産物の生産と農業・農地の多面的機能をさらに発揮していただく。農業団体につきましては、農業者への営農支援、それから農地の利活用ですとか新規就農の促進等も手がけていただきたいという点。

「都民の協力」といたしましては、東京農業に関して理解をさらに深めていただくこと、それから、支え手としての援農ボランティアですとか、新たな担い手として新規就農していただくなど、東京農業の応援団となっていただくことが重要ということを書かせていた

だいております。

最後に、国ですとか区市町村、都の責務ということで、国は、これまで都市農業に関しましてはあまり重要視していなかった部分もございますけれども、それぞれ地域の特性を考慮した施策を展開していただきたいということ。区市町村につきましては、基礎的な自治体といたしまして、引き続き地域の農業振興、それから農地保全の取り組みを強化していただきたいということ。東京都といたしましては、基本法に基づきまして、今後、地方計画をしっかりと策定していくこと。それから、特に農業部門だけではなくて、都市計画あるいは環境といった他の関係機関ともしっかりと連携をして、地域特性に応じた施策を展開していく必要があるということをご記載してございます。

非常に簡単ではございますけれども、この答申（素案）の概要についての説明は以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた答申（素案）について、これから章ごとに、それから大事な第2章については1つの柱ごとに区切ってご意見をいただきたいと思います。書かれていること、それから、ないことについてつけ足したいこと、書かれていてもここは特に重要だと思うようなところについては、ぜひこの会議の中でご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、2ページから6ページまで、「転機を迎える東京農業」という第1章についてご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。時間があれば最後にまた戻ります。第2章、第3章、その後が大事だと思いますので、それでは先へ進ませていただきます。

次は第2章の「東京農業を振興する4本の柱」という答申の核心部分ですけれども、これについて、まず1本目の柱であります「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、7ページから10ページに当たります。この部分についてご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【F委員】 概要の第2章の「施設化や基盤整備等による生産性の向上」の中に「農地流動化による経営規模拡大を支援」とありますけれども、これから考えられることとして、1つは、直売型が非常に増えてきているので、直売として、例えば、街道に面した農地と、ちょっと奥まっている農地を、特例を使って買い換えていく事例も今後出てくる。その場合に、ぴったりの金額であればいいのですけれども、少し金額がオーバーになっていくと

ある程度借り入れしなきゃならない。となると、ここでスーパーL資金が使えると非常にありがたいんですが、今のスーパーL資金は施設で、農振地域は農地でも使えますけれども、市街化区域においてはスーパーL資金の農地の取得に関しては使えないことに確かになっていましたよね。ですから、そこら辺も一体でこの中に入れていただければいいのかなと思うんです。

【部会長】 今の段階で何かお答えすることがあればお答えしていただいて、そうでなければ、また次の会合のときに新しい素案の中に書き込める部分は書き込まれて出されると思いますので、今の段階ではよろしいですか。

【事務局】 F委員がおっしゃいますように、確かにスーパーL資金につきましては、市街化区域に関しましては現在対象となっていない状況がございます。こちらについては、かねてから国への要望の中でもお願いをしているところでございます。この2章で記載をしていくこと、それから、第3章の国の要望のところに入れていくかということにつきまして、またご相談させていただきたいと思いますが、確かに必要な要望だと思っておりますので、それについては反映をしていきたいと考えております。

【C委員】 個別的なことで、9ページの⑤の「畜産農家の経営支援」のところですが、ここに書いてある内容はこれで結構なのですが、ここで問題点として指摘されていますように、畜産農家の場合には環境問題がかなりネックになっている部分もありますので、こうしたふん尿処理とか、リサイクルを進めるとか、耕畜連携を促進していく。そうしたことを具体的にもう少し書き込んではいかがかと思いました。例えばそうした具体的な事業をしていくことに補助事業を組んだりすることで畜産農家にとってはかなりメリットが生じるのではないかと思いましたので、そうしたものを補っていただけるといいかなというのが私からの提言というか、意見になります。

【M委員】 都市農業振興基本計画が間もなく、13日に上がってくる。あれを読んで、農業者として思ったのは、農業は農業生産が基本でありますということがまず書いてあって、農業生産をしっかりやるのが基本です、と。あの基本計画と見比べて、全体的な印象ですけども、みんな並列に書かれているんですよね。農業生産もありますけれども、多面的機能があって、食の安全があってと。どうやって農地・農業を残すんだといったときは、まず基本は農業生産だということが一番上にあるべきであると思えます。

担い手の確保という言い方はよくされるのですが、確保という言い方は、儲からない職業に対して何とか支えてもらいたいというイメージですかね。でなくて、今、東京

都は施設栽培、施設に対する補助金とか、ほかの県から比べると相当充実してまして、私も今年度、自分のトマトの施設をつくるのにお願いをしているわけです。そういったものを利用して、この中に「先進技術を取り入れた高収益型農業の確立」と書いてあるように、こういった活動をすることで担い手が、「農業をやったほうがいいな。農業のほうが儲かるな」という形をやっていかなければ次の担い手はなかなか育たないと思っています。

昨日もちょっと先輩と話しましたが、その時代の方たちは不動産収入があって、農地を守り、農業所得は少ないけれども、そこに労働を費やしてもよかった時代なんです。今、我々は、親の世代が持っているマンションが古くなって、不動産経営がもう心配な時代になっているので、今ある農地でもっと儲かったら本当はおもしろいだろうなという期待があるんですね。そこに足りないのは生産技術とかであって、そこに魅力を感じて農業を継ぎたいと思うのが残す本当の姿であって、それができない人に対して貸借があったり、別のアプローチで農地を残してもらおうというのがあるんだろうと思っている。

こういうのを見ると、政策的に何とか残したいという気持ちはよくわかるのですが、我々農業者の担い手が農業を継ぐかどうかは、やっぱり商売として成り立つかどうか。もし成り立たないのだったら相続のときに処分せざるを得ないだろうという選択になるので、次の時代の人が農業を続けるためには、もっと農業所得向上や、そういうことを頑張っていこうというメッセージというか、そういったものが欲しいと思います。都市農業振興基本計画には結構それが強く書かれていたので、私は読んでいて夢を感じました。それに比べると、これは読んでいて、さらっとあっさりした言葉が書いてあって、現状そうだろうなと納得はするのですが、夢を感じないという意味では、もうちょっとメッセージが欲しいなと思いました。

【G委員】 私もいろいろこの素案のほうを読ませていただいて、本当にきれいにまとめたなと私自身思っております。先ほどおっしゃられたM委員の話ではないですが、生産者が一番力を持ってこれをやり通さなきゃいけないのが本当なんですよ。けれども、高齢化が進んできて、援助というか、援農ボランティアの力を借りてということに多分その面が来ているのかなと思います。生産者としては、儲かる都市農業をやらなければいけないのがやはり基本だと思います。

先ほどC委員がおっしゃられた畜産農家の問題ですね。うちでも以前は豚を飼ってまして、近隣ににおいがちょっと強いということで、やめざるを得なかった面もあります。調布でも1軒だけですが、牛を飼っている農家があります。本当にその方も気を使ってい

て、においが周りに行かないようにという工夫を常にされておりまして、高い塀を張りめぐらせた中で牛を飼っているんですね。そういう苦勞を考えると、畜産農家の人たちに環境面の保全を援助するような方法もあっていいのかなと私も思いました。

【J委員】 8ページに書いてある③に「女性が活躍できる環境の整備」というところが入っているんです。ただ、今いろいろなところで新しく若い女性の方で農業を目指す人たちが増えていることも聞いておりますので、従事している女性だけでなく、農業を目指す女性にとっても研修とかネットワークとか、担い手としてこれからやっていけるところでもう少し女性の部分が強く出されるといいなと感じました。

【部会長】 私から1つと、それからM委員に1つ質問、2つお願いしたいんです。

1つは、7ページの(1)で「多様な担い手の確保・育成」と出ていて、この「多様な担い手」というのは、読んでいくと、中核的な農家という意味での担い手と、それから支え手を合わせて「多様な担い手」と言っているようにも読めるんです。だけれども、東京都の農業の場合にはやっぱり地方とは違って、大きな農家に集約されていって、それによって農業の大きな部分が担われるという構造にはなかなかならないし、むしろ、そこまでいかない農家を支えながら、それに十分な力を発揮してもらうこともすごく大事なところなので、ここでいうと、「多様な担い手」という担い手の中に今言ったような農家も含めて支援していくというか、考えていく視点がないと、東京都の農業にはぴったりとこない部分があるんじゃないかと感じました。そういう点で、①の一番最後ぐらいに、東京都の農業の実情を踏まえて、今言ったような中身を少し入れて考える方向を出す方がいいんじゃないかということが1点です。

それから、M委員に対する質問ですけれども、さっき言ったことをさらに考えていったときに、後継者を育成していくために、新しい技術だとかいうことを学べるような全体的な、支援する研修機関だとか、そういうものが必要なのか、あるいは必要とされているのか。今では不十分なのだということがあるのかどうか。その辺ももし何かご意見があれば、この中に意見としていただいておきたいと思います。

【M委員】 私がトマトの養液栽培を始めて4年ですけれども、これをやって、すごく収益が高いなというのと、農薬をまいたりするのにも近隣にあまり気を使わないので、農業をやりやすいなど。東京都の補助金もあって、高規格の施設を入れても自己負担が少なく済んで、これは大変メリットがあるものだと思います。このことについて私はいろいろなところで話もし、F&U（フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー）でも

講演をさせてもらいました。その中で、若い子たちにすごく興味を持っていただいて、ちょっと見に行きたいとかいう話が来ているんです。

同時に、東京都全体を見渡すと、トマトでいうと、かなりいいものをつくっている生産者が多くいまして、その方たちと意見交換をしていると、我々は生産技術を高める研究会をつくりたいねという話に今なっているんです。そういった中で、JA東京中央会に対して、事務局なり、そういうことをできないかという話もしたのですが、なかなか簡単にはできそうもない。要は、青壮年部活動で私は今やっていますけれども、農業生産に関してもっと勉強して、貪欲に利益を上げるための何か勉強しようという会が現実にはないんですよね。各JA単位、地方はJAでもっと大きな農業者がいまして、同じ作物をつくっているグループがありますからできますけれども、私の地区でトマトの施設栽培をやっているのは私1人か、あと石神井のおじさんでちょっと顔を見たことがある人ぐらいしかなくて、情報交換しようにもなくて、それを勉強する場がないんです。

F&Uでそういう話をした子たちが、学びたいとか、「いいな、その話」と思っても、その子たちは一体どこに行ったらそういう技術を学べるのか。どこで受け入れてくれるか。私は、東京都が今回やる指導農業士にすごく期待をしまして、指導士のところにそういう形で受け入れてもらう。受け入れる側は、それを教えながら幾らかの労働力としても助かるとか、そういった仕組みづくりが必要だろう。「農業をやりたいな。うちの農地で、親父とは違う農業だけど、もっと高規格のをやりたいな」と思った子が素直に勉強できる場が、農協にもなければ、どこにもないんです。自分で学ぶしかない。現在、自分で学んで、うちの地区で1反以上、東京都の補助金を使ってイチゴのハウスを始めた子もいますけれども、その子も自分で埼玉にある農家さんを探して、自分でそこへ研修に行って、学んで帰ってきてやっているんです。そこに一切、東京都も農協も絡んでいなくて、意欲だけでやっているのだから、できれば、そういった意欲ある人が素直に学びたいと思ったところの受け皿がしっかりとあれば、もうちょっといけるんじゃないかなと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。第1の柱、よろしいですかね。

それでは、次に2本目の柱に移らせていただきたいと思います。10ページから15ページです。「農地保全と多面的機能の発揮」についてご意見をお願いいたします。

【B委員】 全体として項目等よく整理されていて、基本的にはこの会議でいろいろ表現や何かに注文をつけていけば立派な答申になるんじゃないかなと思います。そういう前提で、

1点だけ意見です。

11ページですけれども、「農地保全と多面的機能の発揮」という2番目の柱の中で、①の市街化区域内農地も②のそれ以外の地域も、いずれもいきなり農地の流動化というのが出てくるわけです。もちろん、東京の農業を活性化させるためには農地の流動化は一つの今回の答申の柱になるべきもので、それは私は否定しません。ただ、いきなりそれが来ていいのかというと、やはりそこはバランスをとった表現にしたほうがいいんじゃないかと思います。

具体的に言いますと、11ページの①の本文の4行目に「農地の流動化を図る」というのがあるんですが、この前段としては、やはり4行目の都市農業振興基本法の制定を受けてというのだと、都市農業振興基本法の制定というのは一つの転機でして、今回の答申も第1章が「転機を迎える東京農業」となっています。まさに、今までは都市計画法によって、一応、法律本文では3条によって、10年以内に市街化区域内農地は宅地化すると決まっていた。今までも生産緑地法等で保全されていたのですけれども、都市農業振興基本法で、完全にそれを否定するような特別法ができた。特別法は一般法に優先するので、都市計画法に対して都市農業振興基本法が優先するのだと思います。これはまさに転機でして、そうすると、ここで都市農業振興基本法の制定を受けてというのだったら、いきなり来るべきは農地の流動化ではなくて、「本格的な農業振興施策を展開し」とか、そういう言葉でなくてもいいんですけど、要は、さっきのM委員が言ったこともこういうところで具体化していったほうがいいと思うんです。そういうような表現をまず言った後で、農地の流動化も必要だという表現にしたほうがいいんじゃないかと思います。

それから、次の②の「それ以外の地域」ですけれども、前回のL委員の発言がありましたけれども、これは「それ以外の地域」ではなくて、基本的に農業振興地域、市街化調整区域、その他の地域とか、きちつと言わないと。要するに、まず市街化区域内農地があって、あとはそれ以外だというのだと、量的なことは別として、山間地だとか島しょ農業の東京にとっての質的な重要性という面からいくと、ここは「それ以外の地域」ではなくて、ちゃんと表現したほうがいいかなというのが1点。

さらに言うと、ここでも農業振興地域ではいきなり「一層の農地流動化」と来るわけです。ここはやはり議論のあるところとして、内容的に農業振興地域では、技術革新、高付加価値化だとか、18ページに書いてあることだとかをちょっと抽象化して表現して、そういう基本的な政策をやった上で流動化について言ったほうがいいかなと思います。

なぜそういうことが気になるかといいますと、2番の柱は要するに農地ですけれども、農地というのは、本来なら一般の宅地と違った民法上の取り扱いがあってしかるべきだという議論が数十年にわたってというか、百年にわたって日本ではなされてきているわけですけれども、残念ながら民法だけしかない。民法でいうと、農地の取引についても民法基準だし、それから相続についても均分相続と。この議論は、日本でも、農業サイドは均分相続ではなくて一括相続ということで、法案は戦後も何度も出たのですけれども、結局成立しなかったという経過が一つあった。

それから、戦前からの問題として、自作農が基本である、家族経営が基本であるというのがもともとあったわけです。その場合には、基本的にここもまた民法の問題に戻って、農地というのは生産手段ですから、そういう意味では宅地と違って自己所有が原則というのがもともとあるわけです。とにかく耕作地をどうするかというのが喫緊の課題なので、もちろん流動化はあっていいし、貸し借りはもっと自由化すべきだという考え方が今回の答申ではあっていいと私は思うんです。あっていいというか、あってしかるべきだと思います。ただ、その場合にも、均分相続か一括相続かの問題とか、自作農原則だとかに対して、その原則は守りながらこれをやっていくというのがないと議論が蒸し返されてしまって混乱するので、この辺は多少配慮した表現にしたほうがいいのではないかと思います。

【C委員】 今のご意見を受けてですけれども、私、昨年、隣の神奈川県秦野市で市街化区域内農地を持っている方々のアンケート調査を少ししたことがあります。これは、M委員の言われたこととも関わってきますし、今のB委員の言われたこととも関わってくるのですが、結局、いろいろな制度が変わって、市街化区域内農地も生産緑地も貸し付けは可能だ。こういうふうな制度改正がされたからどうなのか、農地は残るか。そんなことを聞いてみたのですけれども、結局、後継者がいるかいないかによって農地が残るか残らないかが決まるんですね。後継者がいなければ農地は残らないですから、制度を変えたところで流動化すべき農地そのものは残らないというのが、実は昨年度の調査結果だったんです。ですから、農地が残った上での流動化なわけであります。

そして、農地というのは、基本的にはオープンスペースの役割を都市の場合には十分担わされていますし、最初のご報告にありましたように、その評価は非常に高い金額で評価されています。でも、オープンスペースでしたら公園と変わらないんですね。そうではなくて、利用して収益を生んで意味を持つものですから、これはどういうふうを書くか難しいのですが、「農地の保全と多面的機能の発揮」という形で、名前が「農地保全」と前面

に出ていますからこういうふうな書き方、あるいは、制度環境の変化を捉えた最近のトレンドを重視して柱を立てたために多分こうなっているんだと思います。都市農地が置かれている環境、構造を見た場合には、ベースは私有財産として農家が所有している農地を前提に政策が組み立てられていますから、その農家そのものがだめになってしまえば農地は残らない。その認識をあらためてここに書き込む。あるいは、どこかに入れ込んでいくことは必要かなと思いました。

いずれにしても、秦野の調査は私にとってかなり衝撃で、農協さんも一生懸命頑張っているのですけれども、やはり後継者が残らないと農地は残らないんだなど。東京都の場合には残っていらっしゃる方々がすごい人たちばかりなのであまりそういう問題が生じないのかもしれませんが、少し足を延ばすとそういう状況があるということです。これは、意見というよりも、貴重なご意見が出ましたので、それを他の地域の状況を紹介することをもって補足させていただいたということで、特にリプライ等を求めるものではございません。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにはこの2本目の柱についてご意見ございますか。

これについても、ちょっと時間があるようなので、2つだけお願いしたいと思います。

この2番目についても、書き方として言うと、農地がこういう多面的機能を果たしているから農地・農業を守りましょう。全体のトーンはそういう書き方になっているんですね。けれども、東京都の事業でも農地・農業を生かしたまちづくりという事業を進めてきたように、そういう多面的機能があることを踏まえながら、それを使ったまちをつくっていくことが大事だということまで、考え方だとか事業は進んできているんじゃないのかなと思うんです。

そう考えると、書き方として、農地・農業がこういう多面的機能を果たしている、役割を果たしているから、農地・農業を減らさないで守りましょうという書き方をもう一歩出て、農業とか農地があることが都市にとってすごく必要なんだ。これからも――もうちょっと大げさに言ってしまうえば、次の時代のまちづくりにとってもそういうあり方が大事なんだということが、あまりそういう形では伝わってこない書き方だというふうに私には読めたんですね。そういう点で、前書きにもう少し全体的なそういうような位置づけを書いていただくか、あるいはどこかに、14ページの「都内産の花と植木による」という前に、そういう多面的機能をちゃんと生かして、まちのあり方としてそういう東京をつくってい

くことが大事なんだというニュアンスの書き方があっていいんじゃないのかなと思ったことが内容的にいうと1点です。

それから、これは非常に細かいことですが、13ページの②の前の1行が書いてあることについて、「民間事業者等が参入するための支援については、検討が必要である。」というのは、あってもなくても、まだこの段階ではいいような内容ではないのかなという気がしたので、書くのであればもう少しきちっと書かなければいけないし、この程度であれば書かないでいいんじゃないかな。どういうことを言いたいのかというのがよくわからないので、そういう気がいたしました。

2本目の柱についてはそんなことを感じました。

ほかにありますか。

【D委員】 私ども市町村にとっては、農地の買い取りというのは財政的に非常に重いものがあります。そういう意味でいけば、財政的な支援をいただけるのであれば、相続で発生する買い取り要求を何とか、ここに書かれているように、公有化した農地として市民の方に提供する等やっていけると思います。

私はたまたま史跡のほうの関係もやっているものですから、文化庁さんのご支援をいただきながら、買い取りの場合には国が8割、都でもまたそれに1割負担していただいて、実際に自治体のところは1割の負担で買い取りができる。こういう形で公有化ができるわけですが、今の状況でいくと、特に価格が上がってきています。都内の市街化地域においては土地の値段が高いので、なかなか買い取りができない状況にあります。この中で第3章にも出てきますので、要望としてぜひこの辺は強調していただければ、市町村としては非常にありがたいと思っております。実態はそういう状況でございます。

【C委員】 今の点ですが、農地の順位づけと優先順位をどうするか、お金をどうするかという問題が非常に大きいわけでありまして。その支援を増やしたほうがいいというのはまた後で出てくる話ですが、その場合に、先ほどの部会長の話ではありませんが、各自治体が自分たちのまちをどう考えていくか、そこにどういうふうに農地を残すか、どういうふうに農家の直売所をそのあたりに置いていくか。こういうふうなプランがあって、そのプランに基づいて、ここの農地は必要だから優先的に残していきたい。こういうものが用意されることで、例えばお金をつけていく側としても、こういうふうな計画があって、そしてここのところは重要だと。こういうふうな順位がつけられているので、ここから優先的にお金をつけていきたいと思いますということができると思うんですね。お金を渡す

側ともらう側とのコミュニケーションをする場合の材料というか、たたき台としてのまちのひな形とか農地の順位づけを下から上げてもらう。そういうことをやっていくことが、どういう農地が必要かを互いに話し合うことがまちづくりなり、農のあるまちをどういうふうに設計していくかということの動きをつくっていくことにつながるのかなと思いました。

これは、具体的にどういうふうにすればいいとか、制度上どう設計すればいいかということについてはよくわかりませんが、いずれにしても、予算をもらう自治体のほうからそうした計画がしっかりあるということが大前提になるだろうと思いました。

【B委員】 これは生産緑地の指定後30年問題もありますので、この際、答申にぜひ盛り込むことは時期的にも必要なことだと思います。

同時にもう1つ、寄附という方法もあるので、寄附した場合に相続税猶予制度の期間について通算するとか、これは国の問題になりますけれども、その種の対策とか、いろいろ合わせ技で30年問題に対応していくことが必要かと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、3本目の柱に移らせていただきたいと思います。これは15ページから17ページです。「食の安全安心と地産地消の推進」、この部分についてお願いいたします。

【M委員】 「食の安全安心」という言葉があるんですが、今、JA全中でも、安全は生産者サイドでつくれるけれども、安心はつくれないだろうという話です。要は、生産者は「安全だよ」と出しても、買った人が実際にそれを安心と思うかどうか、生産者側では担保できないんです。そうすると、安全安心という言葉はおかしいだろうということで、JA全中のほうではそういう言葉を外すようになってきています。何でも安全安心という当たり前の文言になっていますけれども、我々は安全な農産物ということに今後は変えていく必要もあるのかなとちょっと思っています。

【G委員】 15ページの「学校給食への」ということですが、調布でも農家が結構小学校のそばにありながら、なかなか出す気がないというのか、教育委員会のほうにもちょっと伺ったんですが、「農家自体がその気がないので」とおっしゃられたので、どうなのかな。だから、農地がないところはもちろん大変でしょうけれども、学校給食に提供する農家が減ってきている面もあるのかなとっております。その点、ほかの地区はどうなのかなと伺いたいと思います。

【部会長】 これは、農業者でいらっしゃる委員にお答えいただければ。

【F委員】 市町村によっては学校給食に地場産の野菜を多く出しているところもあって、非常に差があるんですよね。学校側の関係者の考え方が非常に強くてなかなか進まない地域もあって、そこら辺は統一していけば都内の学校にも結構卸すことはできると思うんです。農業者と（学校側の）関係者との意見交換でも、なかなか意見が合わないというのが実際のところなんですよ。

【E委員】 友達で、学校給食のほうへ30年間続けてやっている人がいるんですね。その人は、1つの学校でなく、各地区の学校を訪問して、うちの野菜を入れていただきたいというのを30年前から始めて、「どうですか」と聞きましたら、「ないときは他から入れます。でも、なるべく地場産を入れたいんです」ということでやっていただいていると聞きました。最近、学校給食と農家の人に言われていますけど、自分が手がけてきたところにほかの農家の人が入ってくることにはすごく抵抗があるのだそうです。私一人でやってきたものにまた違った人も入るとするのは、ちょっと考えようによってはというところもあるんですけど、それは地域の中の皆さんで話し合いをして、この種類は私がやりますよ、この種目は私に任せてくださいというような連携をとったやり方をすれば、私はうまくいくんじゃないかなと思います。

【M委員】 学校給食は2つの面があると考えています。1つは、農家が農産物を供給することによって所得を得るための手段ですね。1つは食育という面があると思っていて、経常的に農産物を出しているから子どもにとって食育がなされているかというところ、そこはあまりイコールでないと思っています。

個人的な話ですけど、新橋の居酒屋でその店員さんと話をしたときに、練馬区に住んでいると。「私、練馬の農家なんだよ」と一言言ったら、「練馬大根スパゲティ食べてました」と言うんです。練馬区の練馬大根スパゲティは年に1回だけやっていることで、「大根引っこ抜き大会」の大根を翌日学校給食で出すというのを毎年1回やっている。でも、そのことがしっかりと印象に残っていて、「農家だよ」と言ったらすぐその言葉が出てきて、「そういうことを覚えているの？」と聞いたら、「練馬って農業があって、いい地域で、住んでいていい」と言ってくれたんですね。

だから、食育というものは数や量よりもインパクトで、1回の食育でも記憶に残ることがあるんだと思っています。学校給食に地元の農産物を出しているから、「地元がいいな」と思うよりは、インパクトのある一つのものを継続的にやるとかでも十分印象に残るんだというのは実感したことなので、その2つの面、農業者の所得としてやる面と、食育とし

ではもっとイベント性があってもいいんじゃないかなとは思いました。

【D委員】 ○○○市では、農業者の方々は非常に協力的で、学童農園等もやっているものですから、児童生徒にそういうものが非常に好影響を与えているということが1点です。

それから、3.11（東日本大震災）を経験して、あのとき随分放射能の問題が出ました。安全な野菜を供給してほしいと、特に保護者を中心とした意見が多く出されています。そういう意味では、地元の野菜については、JAさんをはじめとして、行政もそうですけれども、放射能の測定をやって、安全な野菜であることを保護者の方々も認識していただいていることがあって、そういう点では、栄養士の方がまず地元の野菜を使って、ないものはほかから調達するというので今やっていただいて、当市においてはそういう点では非常にうまくいっているという感じがしております。そういう農業者の方々のご協力は本当にありがたいと思っています。私は成功している事例であるというふうに思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

今回の答申では、農業・農地のないところに、できればあるところから供給しようというふうに書いたことは今までよりも一歩進んだところだと思って読みました。この点はすごく大事なことだと思います。ぜひこういうことが実現できるように、ないところの区からの要望を掘り起こしていく必要がありますし、それが出たときに本当にほかのところから供給できるかどうかということもすごく大きい問題だと思いますので、実現できるように考えていく必要があるのではないかと思います。

それでは、IVに進ませていただきます。4本目の柱、17ページから21ページ、「地域の特色を活かした農業の推進」というところです。よろしく願いいたします。

これはどうでしょう。今回、島しょ部の農業が先頭に出てきていますけれども、L委員から何かこれに関して。

【L委員】 前回のB委員のご発言を受けて、しっかりとしたものを書いていただいたというのが感想でございまして、それ以上ありません。

【部会長】 それでは、4本目の柱全体について何かご意見があればお願いいたします。

【C委員】 2点あるんです。

島しょ部の話になりますが、島しょ部は、ここでも書かれていますけれども、輸送の問題が非常に制約要因になっていて、資材を持ってくるのもお金がかかるし、出荷するのもお金がかかることがここに指摘されていて、そこに対する支援が書かれています。同時に、

沖縄などの島でよく見られるのですけれども、そこに暮らす人々の人数がかなりいると、そこで食べなきゃいけないもの、買わなきゃいけないものが結構あって、それを島の中で自給できるかどうか結構大きい問題になるようです。そのことがあるので、例えば暑くて牛を飼うのには不向きですけれども、酪農経営が結構展開していたりとかある。島しょ地域、東京の島の人口がどれだけあって、マーケットが十分かどうかわかりませんが、地元の人たちが食べるようなものを供給していく。そうした農業、あるいはそうした農業をベースに地域の中の、島の中の経済の循環を図っていくようなことも少し考えてもいいのかなと感じました。この計画というか、この中に書く必要があるかどうかわかりませんが、他の島しょ部の地域経済の状況が農業をベースにどうなっているかということを少し調べたりなんなりしてみる。あるいは、島の農業者の方々と一緒に行って、そこでどういう工夫がされているかを見て考えてみることもあっていいかなと思いました。これは本当の私の感想でございます。

それから、もう1つは都市地域の話になるんでしょうか。これは、先ほどF委員が言われた街道沿いの立地の重要性ともかかわってくるかもしれません。結局、物をつくって、どう売るかということがすごく重要で、例えばまちの喫茶店が昔ありましたけれども、立地がすごく重要です。変な話ですけれども、まちの野菜屋さんというか、自分でつくって売っている八百屋さんというか、そんなふうなビジネスモデルが成り立つのかな。そういうものをつくっていく必要がこれから随分出てくるのかな。都市地域ではお客さんがたくさんいるから必ず可能性はあるんじゃないかな。そんなことを感じました。

ですから、規模を大きくして、いいものを量つくっていくよりも、どういうところに立地してお客さんをつかまえるか。つくっているところはもう少し後ろのほうでもいいかもしれませんが、そういうふうな場所をつくりつつ、まちの野菜屋さんというか、農家さんのようなビジネスモデルがあってもいい。そんなことを都市地域のところに書き込めないかと考えていたということですね。これは難しいかもしれないので、そこまで求めるものではありませんが、そういうものであれば、東京都独自かもしれませんが、何か残っていく可能性があるのではないかと。そして、そういう農家がいることがまちの一つの特徴なりアクセントになっていくだろう。そんなことを考えたということです。

【M委員】 私もそうですけれども、家の前に図書館がありまして、そこにお客さんが結構いるものですから、自販機も置いて、よく売れているんです。実はそこでカレー屋さんをやりたいとかいうことも考えているのですけれども、法律上、一種低層地域であって、

農地なものですから、できない。それを何とかできないですかということで、今、農水省と話もして、少しそういうことも検討が始まっています。周りに聞くと、ジェラート屋さんをやりたいとか、加工品をつくる場所が農地の中に欲しいとか。要は、自分の農産物にプラスアルファ何かして事業化してみたいという夢を持つ人がいるんです。ただ、現実にはその場所でできるかということ、できない。まさかどこか借りてまでやることもできないし、たまたまそれが街道沿いであれば店舗をつくって普通にやれる方も中にはいると思うんですけども、そういう状態でないところで、畑のすぐそばに小さいカフェをやりたいとか思ったときに、今の法律の中ではできないわけです。

それができると、農地の横にカフェをつくることができたらおもしろいんじゃないか。自分の農園を見ながらカフェでお客さんが——うちは図書館があるので、図書館に来た人が本を持ってそこへ来（て飲食できるとし）たらおもしろいんじゃないのという発想があっても、法律上できないということなんですね。農水省の（都市農業振興）室長さんと話ができて、それを検討してくれるという話もあったので、そういったことも今後、要は所得を上げるためのいろいろな可能性を探してほしいと思います。

【部会長】 私も島の調査は何回か、いくつも行っているのですがけれども、全くかわりがない人が新規就農のためにあそこへ行って農業をやるのはなかなかハードルが高いかもしれない。むしろ、島に住むこと、あるいは生活することのよさだとかいうことを知る中で、そうであれば、あそこで農業をやりながら暮らせる余地もたくさんあるので、もう少し若い人が島に行く機会だとか島の自然に触れる機会だとか、そういうことを全体の中でもっとつukれないものかな。

例えば高校の生物部みたいなのがたくさんあって、島の自然だとか生物だとかいうことをいろいろやっている。都内の高校の生物クラブだとか、そういうものと交流を持って呼んで、夏にいろいろなことをやってみるとか。そういう形で若い人が島に行って島の人たちと交流して、島での生活のよさだとかを実感していく。そういう基盤のもとで新規参入者も考えていくような、もう少し総合的な視点で新規参入の問題を考えていくことが島の場合は必要なのかなと。あまり詳しく調査したわけではないのですがけれども、そんな感想を持ちました。感想の域を出ないのですがけれども、発言させていただきました。

ほかには何かございますか。よろしいですか。

それでは、第3章に行きたいと思います。第3章「都市農業・農地に係る制度の改善」についてお願いいたします。22ページから25ページです。

【C委員】 24ページの（４）と（５）が新しく加わったという説明がありましたけれども、私は、この生産緑地の買い取りというか、公有地化の必要性はここに書いてあるとおおりだと思っております。どうしても必要な農地であれば、これぐらいのことをして残していかないといけないだろうと思っております。ただ、お金の問題がありますので、それをどうやって調達していくかということもあるかと思えます。そこに踏み込まないと、農地は私有財産ですから、農家の方々の判断で、本当に必要な農地さえ、場合によるとなくなっていってしまうということですから、ここはこういうことを考えていく必要があるだろうと思っております。

また、農地として管理する、あるいは農業者がそこで生産してもらっているほうが、公園としていろいろな管理費用を計上して管理するよりは、変な話ですけども、はるかに財政的には安上がりなはずです。そうすると、本当に農地として利用されながら残していく仕組みが公有地化によってできるといいなと思っております。

それから、物納の話は、土地の評価をどうされるかによってもなかなか難しいところがあります。実際にかかなり高い価格で売られてしまえば、物納するよりも売ってしまって税金を納めたほうがいいということにもなりますので、そこが非常に悩ましいところですけども、農家のほうでも農地を処分して税金を、相続税を捻出するところまでの作業をするのは大変ですから、できればこうした農地の物納をもう少し認めるようにしていただく。そして、受け取った国税のほうも、それをすぐにお金に換えるのではなくて、長期的な視点に立って、その土地を農地として、この場合には自治体を通じてしかあり得ないと思えますけれども、自治体に貸与するような形で、そしてその農地が農業者の手によって管理される。公園となると、やはりまた管理費用が別途計上されて高いお金につくと私は思っていますので、そのことが都市計画サイドでも大きな問題になっているわけですね。その管理に追われていて財政的に大変だと。こんな話を例えば埼玉の川越あたりでは聞くわけです。そういう状況を生まないようにするためにも、必要な農地であれば、物納で受け取ったものについてはそのような措置を講じていくことが、トータルとして見ると、本当の税収を確保する点だけでなく、もう少し出てきた農地をどう使うかということから見れば、私は有効なのではないかと。もちろん、それはそれぞれの役人さんの置かれている立場があって、簡単にはいかないのはわかってはいるのですけれども、こうしたことを考えられるといいなと。

（４）は、確保の問題というか、予算をつくるかどうかという部分にかかっていますの

で、やるかどうかということになるかもしれません。（5）は少し制度的に複雑な問題を幾つも抱えていますので難しいかもしれませんが、こうした要求を出していくことについては、せっきくの機会でもありますので、重要だろうと。ここで出していくことは意味があるかと思っております。

【F委員】 私もこの生産緑地の買い取り支援は非常に重要な一つの柱だと思っております。

もう1つ、13ページ、農の風景育成地区でも買い取りをして、管理は市町村がしていくわけですが、管理の部分で非常に今難しい問題もいろいろ出てきている。それは財政の問題です。1つアイデアですが、農地としてそのまま活用するのが一番安くいい方法なのですが、それは農家ができるかという点、農業後継者も少ない中でなかなか難しいと思うので、例えばもし買い取りの農地が出てきたときに、麦を作付していただいて、麦は非常に景観がいいですからね。機械で刈り取り、脱穀ができますから、それを管理するのに例えばNPO、いろいろなNPOがあります。1反当たり30万とか40万円という値段で管理をしてもらおうほうが非常に安く上がって、景観も保たれるし、いろいろな人たちがその農地にかかわることで農地に対する思い入れも出てくる。例えば子ども会などでもいいと思うんですけど、そうやって農家以外の大勢の人たちにかかわってもらうことが今後、非常に大事なところなのかなと思っております。

【E委員】 私も、今少ないですけど、畑があります。こういう立場でいますので出かけることが多いので、私の畑はボランティアの皆さんに手伝っていただいているんです。その人たちはお勤めを終えた男性、女性がほとんどで、十何人いるのですけれども、とても楽しそうに畑をやっているんです。地域の人たちで楽しめる場も必要だと思うんです。

遊休（農地）をつくってしまうと、これからもう一回畑をしましようというときになかなか大変なんですよ。ですから、ボランティアの人たちに入っていただくことも一つの手ではないかと思えます。

【部会長】 第3章についてよろしいですか。

それでは、最後になりますけれども、第4章「新たな東京農業の実現に向けて」、26ページから終わりの28ページまでについてご意見をお願いいたします。

【B委員】 26ページの「農業団体」の中の農業委員会のところですが、この1年間、農協法の改正と農業委員会法の改正でさんざん議論をしてきたところで落ちついた農業委員

会の役割があるわけです。基本的に、法律で表現されたのは農地の利用の最適化だったと思います。その最適化の内容は何かというと、農地利用の効率化と高度化である。そこまでは大体一致して、これはたしか法律本文に盛り込まれたのではないかと思います。さらに、その場合にここでいう流動化との関係でいうと、農地の利用の効率化、高度化の促進とは何かというと、担い手に農地を集約することであるという具体的な議論があったと思います。

それから、もう一つ別の側面から農地利用の最適化とは何かというのは、現実の問題として耕作放棄地がありますので、その耕作放棄地の解消が具体的内容としてあったと思います。それをもうちょっと、法律には載っていないと思いますけれども、具体的に政策としてどうかというと、農業生産力が増進されて、農家経営あるいは農業経営が充実していくような政策をすることによって、担い手に農地利用が集積されて、耕作放棄地が解消される。もちろんその間にはいろいろ具体的な意見があったのですが、1年ぐらいこの問題が、国会だけではなくて、場面は国会でしたけれども、各都道府県も参加して議論されてきて、結局、現在の農協法の改正と同時に農業委員会法も改正されて落ちついたという現状がございます。

そういう流れでいうと、さんざん議論したことに対する配慮がここでちょっと必要かなと思います。いきなり農地の流動化にいかないで、農業委員会のところはもうちょっと丁寧に表現していただいてもいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【M委員】 農業団体でJAもそうですけれども、都市農業振興基本計画もパブリックコメントを受けてJAの役割は随分多く取り入れられたんですね。やらなきゃいけない問題点、いろいろの中にJAの役割は実は非常に大きくて、正直言って、JAがもっとやってくれたらもっとうまくいったんじゃないかという思いはあります。JA改革も、それができていないから、ああいう形で国から言われているわけでして、この中でも、東京都もはっきりと、JAってこういう役割がしっかりあるんだろう。こういう役割、こういう役割をしっかりと発揮しなさいよ。そうじゃないとJA改革でこうなっているんだよと。JAって、ちゃんとやりなさいよという強い言い方になるのか、あるいはいろいろな形になるのか、全体的に散りばめるのか。この「JAは」についてもっと厚みを持たせて、しっかりとした役割をもう一回しっかりと書き込むのが必要ではないかと思っています。

【部会長】 今の点について事務局から何かありますか。

【事務局】 各農業団体につきましては、これからしっかりとそれぞれのご意見をいただ

きまして、書き込み等させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【G委員】 全体の中には全然関係ないことですが、皆さん、農作業の事故のことをご存じでしょうか。新聞ではあまり報道されていませんけれども、年間350人ぐらいの方が亡くなっているんです。私は国に訴えたほうがいいのかなと思うのですが、農家というのは事故が起きたときに隠してしまうんです。結局、自分がやってしまったから、みんなには伝えたくないということです。

私の知っている方でも、トラクターに乗って1人で畑に行き、後ろの回転しているところの絡まっているのを取ったんだけど、一緒に巻き込まれて亡くなった事例もあります。それから、もう亡くなったうちの父ですが、粉碎機で1人で作業をしておりまして。やはり同じようなことだったと思うんです。絡まってしまったので、普通だったら手でやることはないんですけど、そこはきっと慣れなんですよ。もう指先が全部粉々になってしまった。気丈な父はそのとき、「こんなになっちゃったよ」と両手をぶら下げて、でもエンジンは回っているんです。そういう声をかけてくれたから私たちもわかったのですが、見えないところで本当に農業者の事故が最近多くなっているんです。

農家には労災保険というのがあるんですけど、自分で全部掛けてやるということで、入っている方は少ないと思います。うちなども、「どうして入らないの」と聞いたら、うちには段差のある畑がないから安全性はあるだろうということで掛けてはいないんですけど、そのようにちょっとしたことで農業者は事故に遭っております。ですから、国全体に叫びたいと思うんですけど、農業者の安全の面で何らかの法の整備がなされれば、これからはいいのかなと思っております。

私たちグループの中にもそういうことを常に考えている方がいて、皆さんご存じかと思うんですが、農業者の事故を少しでも減らしましょうということで、このような「東京ハッピーリング」をつくっております。これを農業者に預けて、機械のところにかけたりキーホルダーにつけたりとかで、「私たちが見守っているからね」ということで気づいていただくように勧めております。でも、やはりこれだけではなかなか事故は防げないかと思っておりますので、何らかの形で国として方策があったらいいなと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。今までこの部会の中では出てこなかった意見ですので、実態を調べた上で、適切どころがあれば適切どころに書き込むようにしていただけたいと思います。

それでは、4章をこれで終わりにさせていただいて、もう一度改めて、はじめというこ

とも含めて全体について、何か言い残したこと、あるいはこの素案についての希望等がありましたら最後にご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、2つだけお願いいたします。

1つは、B委員が一番最初に言われたことと関係するのですけれども、今回の答申というのは、都市に農業・農地は必要だという新しい理念の転換のもとでつくられた答申なので、そういうメッセージがきちっと伝わるような答申である必要があるんじゃないかなと思うんです。そういう点でいうと、ちょっと弱いように感じるところがある。そうであるとするれば、1ページの都市農業振興基本法が制定されて基本計画ができたというところについても、もう少し内容を、これがどういう意味があるんだということをやっぱり書いた上で書くとか、そういうことが必要なのではないか。今言ったような観点に立って、当然、全体を文章等精査されるので、そういう観点に立ったときにちょっと書き方を変えたほうがいいところがあれば、そういうところを少し直していただきたいというのが1点です。

2点目は、これはかなり大きい問題なので今回どうかというふうに思うのですけれども、環境保全型農業といったときに、この答申の中では主に食、農産物の安全性とのかかわりで、それだけでなくて幾つかのところでも言われているのですけれども、主には、つくったものの安全性との関係で環境保全型農業が言われているんですね。僕が読んだときにはその印象が非常に強いんです。けれども、環境保全型農業といったときに、もう一步、農業そのものを、特に地球環境がこれだけ問題になってきて、それから東京のようなところで、本当に環境を変えていくような農業に農業自身もなっていくことがすごく大事な課題としてあるはずだと思うんです。施設園芸が大事だし、すごく難しいのですけれども、課題としてはある。けれども、読んでみると、環境保全型農業というところで展開されている内容にはあまりその辺のトーンが感じられないんですね。だから、その辺、もし何かどこかで生かせるのであれば、これからの東京そのものもそういう都市として先頭に立っていただきたいという思いからすると、そういう点も少し配慮して書けるところは書いていくことが必要なのかな。

その2つを感じたものですから、最後にちょっと発言させていただきました。

【B委員】 今の部会長のおっしゃった1ページ目ですけれども、都市農業振興基本法に限らず、社会全体が東京でも農業を振興していくことを求めているようにベクトルが変わったことを1ページで遠慮なく言う。やや言っているのですけれども、もっと強調して言って、農業政策も今までとは違った形で質・量ともに充実して展開していくべきであると

いうことを、もっと多少過激に言ってもいいんじゃないかと思います。

【部会長】 ほかに何かございますか。

よろしければ、きょうの第3回を、これで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

では、これで議事をお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第3回東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を閉会させていただきます。活発なご協議、どうもありがとうございました。